

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月1日 04時10分ごろ
発生場所	香川県高松市男木島西方沖（備讃瀬戸東航路内） 男木島灯台から真方位254° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.7′ 東経134° 02.1′）
事故の概要	貨物船三社丸は、東北東進中、また、漁船明福丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 三社丸、498トン 134718、芙蓉海運株式会社 B 漁船 明福丸、4.96トン KA3-18968（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風力 1、視程 約100m 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、法定灯火を表示し、航海士Aが単独の船橋当直につき、霧により視界が悪い状況下、男木島西方沖を約9ノットの対地速力で東北東進していた。 航海士Aは、2Mレンジとしたレーダーを見ていたところ、左舷船首方から接近するB船を認め、B船がいずれA船を避けるものと思い、針路及び速力を保持して航行を続け、ふとB船の船体が左舷方に見えて汽笛を吹鳴し、減速したものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、男木島西方沖を南東進中、船長Bが、船尾甲板上で漁獲物の選別作業をしていたところ、衝撃を感じ、A船と衝突したことを知った。
分析	A船は、霧で視界制限状態となった男木島西方沖を東北東進中、航海士Aが、左舷方から接近するB船がA船を避けるものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作が遅れたものと考えられる。

	<p>B船は、霧で視界制限状態となった男木島西方沖を南東進中、船長Bが、船尾甲板上で漁獲物の選別作業をしていて周囲の見張りを行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、霧で視界制限状態となった男木島西方沖において、A船が東北東進中、B船が南東進中、航海士Aが、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、漁獲物の選別作業をしていて周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界制限状態の中を航行する場合、船長に昇橋を要請し、霧中信号を吹鳴して安全な速力とすること。 ・ 視界制限状態においては、レーダープロットング等による系統的な観察を行うなど、見張りを適切に行うこと。